

2022 年度「埼玉発世界行き」奨学金 学位取得コース募集要項

1 趣 旨

日本経済の持続的成長と埼玉県産業と文化の振興に貢献する高い志とチャレンジ精神を持ち、国際的な視野と高度な知識・技術の修得を目的として、海外の大学、大学院（以下、海外大学等）への学位取得のための留学をする者に対し、奨学金を支給します。

なお、海外留学を目指す若者が家庭の経済的な理由により留学先の大学等へ出願できず、海外留学を断念することのないよう、低所得世帯等の学生に係る特例があります。詳細は別紙「[低所得世帯等の学生に係る応募の特例（学位取得）](#)」を参照してください。

2 留学先

海外の大学又は大学院（学位取得のための正規課程）

※コミュニティカレッジ及びファウンデーションコースの留学を除く

3 募集人員

10名以内（書類・面接選考）

4 奨学金の給付額

100万円（[低所得世帯等の学生に係る特例あり](#)）

5 応募資格

応募することができるのは、以下の要件全てを満たす者です。

- (1) 日本国籍を有する者又は日本での永住を許可されている者
- (2) 2022年4月1日現在、以下のいずれかに該当する者
 - ア 1年以上継続して埼玉県に住所を有する者
 - イ 保護者等（成年年齢に達するまで民法上の親権者であった者）が1年以上継続して埼玉県に住所を有する者
- (3) 2022年4月1日現在、40歳未満の者
- (4) 2022年4月1日～2023年3月31日の間に、海外の大学又は大学院へ学位取得のための留学を開始する、又は留学中の者（出願中及び今後出願予定の場合も含む）
 - ※ [低所得世帯等の学生に係る特例あり](#)
- (5) 地域の国際化に取り組む意欲のある者
- (6) 留学先の大学等において学習や研究を行うのに十分な外国語の能力がある者
- (7) 帰国後のフォローアップ調査への回答など「13 奨学生の責務」を全うする意思のある者

6 応募制限

次のいずれかに該当する者の応募は認められません。

- (1) 官公庁又は企業等の派遣による留学である者
- (2) 埼玉県姉妹友好州省スカラシップ生である期間と本奨学生として留学する期間が重複する者
- (3) 過去に「埼玉発世界行き」奨学金（学位取得コース）を受けた留学を終了（学位取得又は退学等）した者
（現在継続中の留学について前年度までに本奨学金を受給した者の応募は可能ですが、今年度の奨学金を受給するためには、改めて選考を経て支給要件を満たし奨学生に決定される必要があります。）
- (4) 2020 年度、2021 年度の「埼玉発世界行き」奨学生の内定者で留学期間の延長をしている者

7 応募手順

(1) 奨学金申請システムによる申請者情報の登録及び申請書への入力

下記のグローバル人材育成センター埼玉（以下、GGSという）の URL から奨学金申請システムにより申請者情報を登録のうえ、「埼玉発世界行き」奨学金応募申請書」に必要な事項（下記8の（1）参照）を入力してください。

<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/>

一般奨学金のうちから1つ、冠奨学金のうちから2つまで、志望順位を付して合計で3つの奨学金に応募することができます。ただし、複数の奨学金に採択されることはありません。

なお、システムへの入力だけでは、応募とは認められませんのでご注意ください（（2）参照）。

(2) 応募書類の提出

下記8の応募書類を揃えて、下記9の応募受付期間内に郵送（簡易書留郵便）してください。

8 応募書類

以下の（1）から（7）までの書類をすべて（（6）は該当者のみ）揃えて応募してください。応募書類をお返しすることはできませんので、書類の写しを保管しておいてください。

書類の不足や記入漏れ等があった場合は選考の対象にならないことがあります。内容に不備がないか、応募前によく確認してください。

(1) 「埼玉発世界行き」奨学金応募申請書

奨学金申請システム（上記7の（1）参照）により次の必要事項を入力の上、印刷したものに写真を貼り、署名をしてください。

【主な必要事項】

- ア 申請者情報
- イ 自己PR（800字以内）
- ウ 学習計画等（900字以内）
- エ 小作文「埼玉親善大使として、留学先でどのように埼玉をPRするか」（500字以内）
（埼玉親善大使については下記13の（2）を参照）
- オ 小論文「グローバル社会での日本の課題を分析し、自身の留学がその課題解決にどのように資するか述べてよ」（1,600字程度で記述の上、文末に字数を記載）

（2）2022年4月1日現在で1年以上埼玉県に住所を有することを確認する書類

【埼玉県内在住者】

- ・住民票の写し（個人番号（マイナンバー）及び本籍の記載がないもの。以下同様）

【埼玉県外在住者】

- ・応募者と保護者等のそれぞれの住民票の写し
- ・応募者と保護者等との続柄が確認できる戸籍抄本等

（3）外国語能力試験のスコアの写し

英語はTOEFL-iBT、IELTS、GRE等、中国語はHSK、他言語はそれぞれ公的試験のスコアで有効期限内のもの、又は留学先大学において使用する言語能力を有することを証する日本語の書類 ※氏名及びスコアの箇所を蛍光ペンでマーキングしてください。

（4）留学先の海外大学等からの入学許可証（留学受入通知書）の写し

※日本語以外の言語で記載されているものは、日本語訳（本人による訳で可）を添付してください。

※応募時点で入学許可証（留学受入通知書）が出ていない場合は、得られ次第提出してください。

（5）チェックリスト（様式 学位）

奨学金申請システム又はGGSのホームページ（下記）からダウンロードしてください。

<https://www.ggsaitama.jp/for-japanese/studying-abroad/scholarship2022/>

（6）別紙「低所得世帯等の学生に係る応募の特例」に該当する場合、そのことを証明する書類の写し

（7）選考結果返信用封筒（長3型封筒）

定型長3型封筒（235mm×120mm）に選考結果返信先の住所（国内に限る）と氏名及び申請する奨学金の名称を記載の上、84円分の切手を貼付のこと。

複数のコースに申請する場合は、それぞれのコース分の封筒を同封すること。

9 応募受付期間

2022年4月4日（月）～5月20日（金） （応募書類一式 消印有効）

奨学金申請システムは5月20日（金）12時までしか利用できません。

それまでに登録・印刷を済ませておいてください。

10 書類提出先

定型角2型封筒（縦332mm×横240mm）を使用し、簡易書留郵便により郵送のこと。

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎3階

公益財団法人 埼玉県国際交流協会

グローバル人材育成センター埼玉 (TEL 048-833-2995)

※封筒表面に朱書きで「学位取得コース申請書 在中」と明記すること。（冠奨学金を併願、同封する場合、申請するすべての奨学金名を同様に記載すること。）

11 奨学生候補者（内定者）選考スケジュール

（1）書類選考

応募者全員に、2022年6月15日（水）までに選考結果を発送します。（郵送）

（2）面接選考

書類選考に合格した者に対して、6月下旬に実施します（場所：さいたま市内）。

オンラインによる面接も選択可能です。

詳細については書類選考結果とともに該当者に通知します。

（3）最終選考結果

2022年7月21日（木）までに選考結果を発送します。（郵送）

12 奨学生の決定及び奨学金の支給

選考結果の時点では、奨学生候補者（内定者）となります。以下（1）の奨学生決定条件が満たされ、すべての必要書類が揃ったことをGGSが確認した時点で、正式決定となります。

内定の間は、奨学金の交付請求はできず、奨学金の支給を受けることができません。

（1）奨学生決定条件

留学開始時に、留学先の国・地域が外務省の「海外安全ホームページ」上の安全情報及び感染症危険情報がいずれもレベル1以下であること。

ただし、新型コロナウイルス感染症のため感染症危険情報のみがレベル2又はレベル3であるときは、次のいずれかに該当する場合、奨学金を支給します。

- ア 日本国内に滞在し、オンラインで留学を開始する者がオンライン授業を受けていることを確認できる書類が提出された場合
- イ 新型コロナウイルスの感染防止策に関する書類を添付した誓約書（様式）を提出した場合

（２）奨学金の支給

奨学金は、奨学生又は保護者等の名義の円貨口座に振り込みます。選考結果と共にお知らせする交付請求の手続きが必要です。

1.3 奨学生の責務

（１）壮行会・同窓会への参加

海外留学に出発する奨学生を送り出す壮行会と、帰国した奨学生との交流を図る同窓会に参加してください。詳細については、内定者に通知でお知らせします。

（２）埼玉親善大使としての活動

奨学生には留学期間中、埼玉県が埼玉親善大使を委嘱します。留学先で本県のPRに努めるとともに、自分が学び経験した現地の歴史、文化、政治経済事情等について県民に紹介するレポートを提出（任意）するなど、本県の国際交流の推進に御協力いただきます。

（参考）埼玉親善大使レポートのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/bunka/kokusai/toko/index.html>

（３）報告書等の提出

留学終了後60日以内に、以下の書類を電子データ（Word又はPDF）又は郵送で提出してください。提出がない場合、支給した奨学金の返納を求める場合があります。

ア 留学等修了報告書（様式）

イ 修学レポート「留学で学んだこと及び学んだことを今後どのように活かしていくか」（4,000字以上）

（４）帰国後のフォローアップ調査への回答

「埼玉発世界行き」奨学金の原資は埼玉県民の貴重な税金や、企業・篤志家の方からの貴重な御寄附です。そのため、奨学生OB・OGの活躍状況を把握し、フォローアップや今後の施策に生かす必要があります。

については、毎年1回調査を行いますので、**必ず御回答をお願いします**。本制度の趣旨を十分に理解し、御協力ください。

（５）「グローバル人材埼玉ネットワーク」（「埼玉発世界行き」奨学生同窓会）への加入

県内の海外留学経験者をはじめ県内大学外国人留学生など、県にゆかりのあるグローバル人材や県内企業、団体、大学等が情報交換・交流を深めるためのネットワークです。

奨学生は、同ネットワークの会員となります（加入手続はGGSが行いますので個人の手続は不要です）。

海外留学の経験を活かし、県のグローバル化へ御協力いただくとともに、このネットワークを御自身の活動に御活用ください。

（参考）グローバル人材埼玉ネットワークのホームページ

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0306/global/globalnet.html>

（6）「就職マッチング&フォローアップシステム」への登録

海外展開に力を入れている県内企業と学生をつなぐ就職マッチングサイトです。GGSが運用しています。奨学生には同システムに登録いただきます（仮登録手続きはGGSが行いますので本登録の手続をお願いします）。帰国後は海外留学の経験を活かせる企業等への就職活動に御活用ください。

（参考）就職マッチング&フォローアップシステムのホームページ

<https://ggs-jobmatch.jp/>

（7）国際施策・交流事業への協力

帰国後、埼玉県やGGSが実施する事業への協力をお願いします。

（8）社会規範の遵守

「埼玉発世界行き」奨学生としての自覚を持ち、社会規範を遵守してください。

1.4 奨学金交付の取消及び返還

次の場合、奨学金の交付決定を取り消し、交付済み奨学金の全部又は一部の返還を求める場合があります。

- （1）申請時の応募資格を喪失したとき
- （2）申請書・誓約書等の記載事項に虚偽があったとき
- （3）在籍する大学等において懲戒処分を受けたとき
- （4）休学、長期欠席等、学業継続の見込みがなくなったとき
- （5）卒業の見込みがなくなったとき
- （6）「13奨学生の責務」を果たさないとき
- （7）留学の目的や内容に大幅な変更があり、交付決定した内容と同等とみなされないとき（但し、天変地異等やむを得ない場合を除く）
- （8）その他奨学生としてふさわしくない行為があったとき

1.5 応募書類等に記載された個人情報の利用について

GGSの事務局である公益財団法人埼玉県国際交流協会が定める特定個人情報取扱規程（平成27年10月1日施行）により、個人情報を取り扱う際には適正な収集・利用・管理を行います。

なお、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の

写真及び修学レポート等の情報は、グローバル人材育成事業の広報等のため、GGS又は公益財団法人埼玉県国際交流協会の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

16 奨学生となった場合の埼玉県での個人情報の利用について

奨学生の応募書類等に記載された個人情報は埼玉県においても利用いたします。個人情報を取り扱う際には、「埼玉県個人情報保護条例」（平成17年4月1日施行）により、適正な収集・利用・管理を行います。

また、奨学生決定者の氏名、性別、職業・肩書、所属先、研究テーマ、壮行会時の写真及び修学レポート等の情報は、埼玉県のグローバル人材育成事業の広報等のため、県の広報紙等に掲載したり報道機関に提供したりすることがあります。

17 その他の注意事項

- (1) 査証の取得、留学先への手続き等は、応募者本人の責任において行ってください。
- (2) 留学中のトラブル・事故等において、GGS及び埼玉県は一切の責任を負いません。
- (3) 可否に関する問合せには一切応じません。

低所得世帯等の学生に係る応募の特例（学位取得）について

1 特例制度の趣旨

海外留学を目指す若者が家庭の経済的な理由により留学先の大学等へ出願できず、海外留学を断念することのないよう、2022年度から新たに低所得世帯等の学生にかかる特例制度を設けました。

2 対象者

これまでに「埼玉発世界行き」奨学金（冠奨学金を含む）を受給したことがなく、以下（1）の表アからエの区分のいずれかに該当する者（高等学校（専修学校高等課程及び高等学校に相当する学校を含む）の卒業後3年以内の者に限る）。

通常に応募書類に加えて、区分ごとに掲げる書類（通常に応募書類と重複する場合は併せて1通でよい）を提出することにより、以下（2）の特例を受けることができます。なお、申告は任意です。

（1）対象者の区分及び提出書類

区 分	要 件	追加で提出が必要な書類
ア 生活保護世帯出身者	保護者等が生活保護を受給している世帯の出身者である場合	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給証明書（福祉事務所長が証明したもの） 保護者等の住民票の写し
イ 市町村民税非課税者	応募者及び保護者等の市町村民税均等割の税額が0円である場合	<ul style="list-style-type: none"> 応募者及び保護者等の令和4年度課税（所得）証明書（市町村が発行した証明書であって、令和4年度市町村民税均等割（令和3年の所得に係るもの）の税額が確認できるもの（市町村により書類の名称は異なります）） ※ なお、市町村において令和4年度の課税（所得）証明書の発行が応募受付期間内に行われなない場合に限り、当該書類の提出期限を令和4年6月17日（金）まで延長します） 保護者等の住民票の写し
ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金借受者	保護者等が母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付※ ₁ を借り受けている場合	<ul style="list-style-type: none"> 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付決定通知（福祉事務所長等が発行した書類） 保護者等の住民票の写し
エ 児童養護施設等出身者	応募者が児童養護施設等※ ₂ の出身者である場合	<ul style="list-style-type: none"> 児童養護施設等の出身であることを当該施設の施設長等が証明した書類

※₁ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定するもの

※₂ 児童福祉法に規定する児童養護施設等をいう

(2) 特例の内容

ア 奨学金の給付額を増額

奨学金の給付額を100万から200万円に増額します。

イ 応募時期の前倒し

留学を開始する年度の1年前から応募できます。

2023年4月1日～2024年3月31日の間に、海外の大学又は大学院へ学位取得のための留学を開始する場合も対象となります。

ウ 奨学金受給資格証明書の交付

奨学生内定後、留学希望先等への出願時に、当奨学金の受給資格を有することを証明する書類を発行することができます。